

～本市に本籍がある市外在住者の利便性向上～
戸籍の証明書コンビニ交付サービスを拡充します



2024年1月29日
郡山市市民部
市民課
課長 大越 洋子
TEL：924-2138

ターゲット 17.8

SDGs ターゲット 17.8 「情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する」

これまででは郡山市民の方のみが対象でしたが、郡山市に本籍がある方は、全国どの自治体の住民であっても、全国のコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを使用して戸籍の証明書を取得できるようになりました。事前に本市へのコンビニ交付利用登録申請手続きが必要となります。

- 1 開始月日 2024年1月29日(月)
- 2 対象者 郡山市に本籍のある方で郡山市外に住民登録をしている方
- 3 新たにコンビニ等で取得できる証明書
 - ・戸籍事項証明書（全部又は個人）
 - ・戸籍の附票の写し
- 4 事前の利用登録申請の方法
 - ① コンビニエンスストア等のキオスク端末で行う。※添付資料を参照
または
 - ② IC カードリーダを装備したパソコンからインターネット経由（戸籍証明書交付の登録申請サイト）で行う。
URL：<https://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#/>



※利用登録申請の後、審査に5開庁日かかります。

例：2月1日（木）に申請した場合、2月8日（木）から戸籍証明書等がコンビニで取得できるようになります。

交付サービス拡充後に取得できるようになる証明書のパターン（太枠で囲んだ部分）

住民登録がある場所	本籍地	住民票	住民票記載事項証明	印鑑証明	税証明	戸籍の附票	戸籍事項証明書
郡山市	市内	今までも可能				今までも可能	
	市外					▲	
郡山市外	郡山市	▲				2024.1.29 から可能	
	郡山市外					▲	

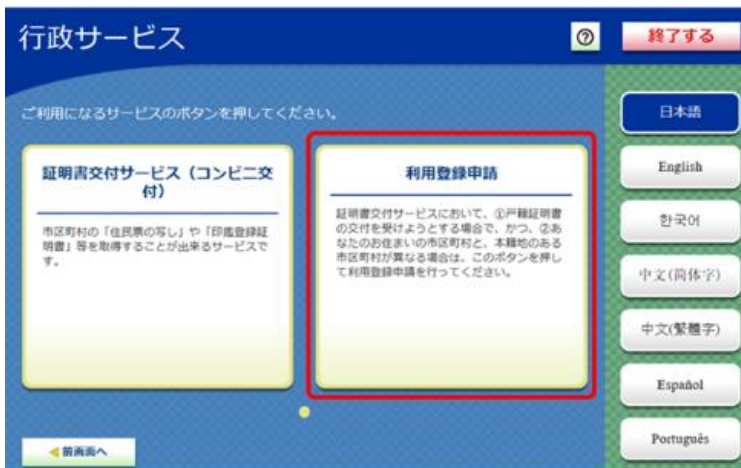
▲：住民登録または本籍地の自治体により扱いが異なります。



2024（令和6）年に郡山市は市制施行100周年を迎えます!!

ひらけ 未来へ こおりやま

＜キオスク端末による利用登録申請の流れ＞



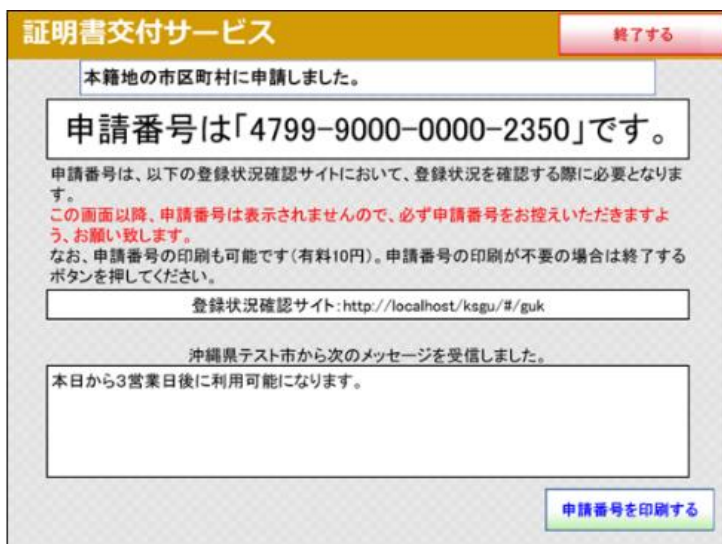
- ① 行政メニューから利用登録申請を選択します。
※キオスク端末により画面表示が異なります。

本籍、戸籍筆頭者、電話番号、生年月日、マイナンバーカード情報などを入力していただきます。
マイナンバーカードが必要となります。

- ② 詳しい操作方法は J-LIS のウェブサイト（本籍地の戸籍証明書取得方法 (STEP2 申し込み)）をご覧ください。



URL:<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>



- ③ 申請完了画面のイメージです。
登録状況を確認するため必要ですので、必ず申請番号を控えてください。
申請番号が記載された用紙を印刷（有料）することもできます。
申請の登録状況を J-LIS のウェブサイト（本籍地の戸籍証明書取得方法 (STEP3 利用状況確認)）で確認することができます。



URL:<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>



画面等イメージの出典：J-LIS ウェブサイト（コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付【コンビニ交付】 | 本籍地の戸籍証明書取得方法）から抜粋